

Ⅱ. 2つの基本事項、5つの視点、2つの配慮

望ましい整備指針は、具体的な措置の画一的な適用を意図したものではなく、事業者や設計者等が「考え方」を理解し、その考え方を具体化した「措置」を選択し、採用することを想定したものである。

Ⅱ章では、「考え方」のうち、整備にあたっての総括的なポイントを提示している。

すべての人が建築物等をより円滑に利用できるようにするために、特に下記のような考え方を理解して整備を進めることが望まれる。

■ 整備にあたっての2つの基本事項

○高齢による機能低下、障害等への十分な理解

すべての人が建築物等を円滑に利用できるようにするためには、心身の機能が低い状態に対応することが必要となるため、高齢による機能低下、障害等の特性を理解する。なお、施設利用者の身体機能は多様であることを前提として施設整備を考える。

- ・たとえば、視覚障害といっても視力がない場合（全盲）ばかりではなく、多くは視力が低い場合や視野が狭い場合である。このため、空間の構成要素を視覚的にはっきりと認識できるようにすることが有効である。視覚障害者誘導用ブロックの色が重要であるのもこのような理由によるものである。
- ・内部障害は外見からは分かりにくい障害である。しかし、便所の利用など、施設利用にあたっての困難はいくつか見られる。このため、内部障害の人が利用できる便所施設を設けるなど、施設整備において配慮すべき点は多い。
- ・高齢になると少しずつ身体機能が低下し、階段や長い廊下の利用など移動することが困難となる。乳幼児を連れてきている人、大きな荷物を持っている人も同様である。このように、加齢やその時々状況によって移動が困難となるため、エレベーターなどにより上下移動を解消することが有効となる。

（P12（参考）心身機能の低下・障害等の特性と配慮する内容、P14（参考）基本動作寸法を参照）

○配慮内容についての適切な段階での検討

措置を後から考えていては、障害の種類によっては利用が困難となる場合もある。各々の配慮内容については、検討すべき整備の段階（設計・施工時から、運用後の改修も含めて）があるため、これに留意し整備を進める。

- ・たとえば、歩道と宅地のレベルをあわせるなど、宅盤を計画する段階から検討しなければ、敷地の入口から建物の入口まで、高低差の少ない施設とすることができない場合がある。
- ・親子連れの利用が多く見込まれる施設では、施設の基本的な設計段階から検討しなければ、親子連れが利用しやすい便所の数やそのためのスペースを十分確保できない場合がある。

■ 整備にあたっての5つの視点

- ・施設整備にあたって、できるだけ多くの人と一緒に利用できる空間づくりをめざすことが大切である。しかし、その空間だけでは、身体状況によっては施設利用できないことがあるため、すべての人が利用可能となるよう、複数の手段を用意することも大切である。
- ・施設を整備する際のその他の重要な視点として、分かりやすい、使いやすい、安全な空間づくりをめざすことが大切である。

○共用できる空間づくり

できるだけ多くの人がいっしょに使えるものづくりをめざす。

- ・たとえば、一般の便房の扉の幅を広げ、形状を一回り大きくすることにより、一般の便房を手動車いすを使用する人が利用できたり、ベビーカーといっしょに入ることができるようになる。
- ・扉を開閉する際、握力の弱い人や細かな手の動きが苦手な人は、握り玉タイプの把手を回すことができない場合もある。把手をレバーハンドル式とすることにより、このような人も使え、より多くの人が扉を開閉できるようになる。

○複数の手段が用意された空間づくり

対応できない人が出ないように、別の手段を用意することも必要となる。

- ・たとえば、高低差がある場合、共用できる空間づくりとして傾斜路を設置するが、傾斜路に併設して階段を設けることにより、傾斜路を苦手とする人も利用できるようになる。
- ・情報提供については、一つの手段で視覚障害、聴覚障害に対応することは困難である。このため、視覚、聴覚、触覚などの多様な手段による情報提供を行うことにより、視覚障害や聴覚障害があっても情報を受け取ることができるようになる。

○分かりやすい空間づくり

複雑なプランニングを避け、迷わずたどり着けるようにする。また、操作方法がすぐに分かるよう工夫する。

- ・たとえば、大規模な建物になると、どこに何があるか分かりにくいことがある。主要な動線に沿って各室や階段、エレベーター、便所を設けるなど、空間構成を分かりやすくすることにより、案内表示に過度に頼らなくとも、迷わず目的の場所にたどり着ける。
- ・扉とその周囲の壁がガラスで作られていたりすると、視覚に障害がある場合、どこが出入口なのか分かりにくいことがある。素材や色彩、照明など多様な要素を組み合わせてデザインすることにより、扉の部分がくっきりと分かりやすくなる。

○使いやすい空間づくり

使用するのに十分なスペースがあり、少ない力でも楽に使用できるよう工夫する。

- ・たとえば、戸は上吊り引き戸など少ない力で開閉できる形式とするとともに、戸の前後に十分なスペースを確保することにより、車いす使用者による戸の開閉がスムーズに行えるようになる。
- ・車いす使用者に対応した便房では、便座の周囲に十分なスペースを設けるとともに、洗浄装置などのボタン類を便座に腰掛けたまま手の届く範囲に設置することにより、個々の身体状態に合わせた方法で便座に移乗でき、また、便座に腰掛けたまま洗浄装置などのボタン操作ができるようになる。

○安全な空間づくり

ついうっかりしたり、意図しない行動が危険につながらないように工夫する。

- ・たとえば、部屋の出入口やエレベーターホールの近くに下り方向の段差を設けないことにより、車いす使用時に段差から転落するような危険を防止する。
- ・階段の裏側に空間があると、視覚障害者が間違っ進入し、頭を打つ可能性もある。階段の裏側に頭を打つような空間を設けない、または柵などを設け、視覚障害者が間違っ進入しないようにすることにより、このような危険を未然に防止する。

■ 施設運営に向けての2つの配慮

○ソフト対応についての運営者との調整

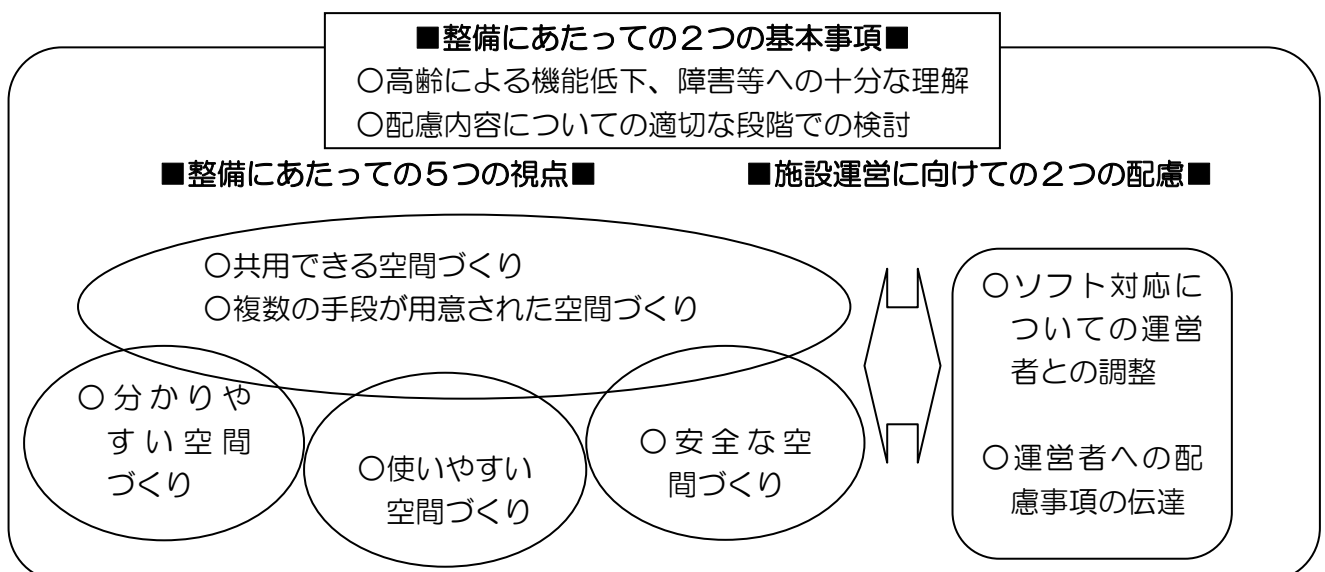
整備した措置とともに、管理運営方法などの人的対応や制度的対応（ソフト対応）が重要なため、運営者とは十分調整する。

- ・たとえば、設備による工夫を行っても、係の人など人の力が必要な場合もある。また、サポートによって、より使いやすくなる場合もある。設計にあたっては、どのような場合に人的対応や制度的対応が必要となるか運営者と十分調整しておく必要がある。

○運営者への配慮事項の伝達

施設運用後、運営者によって十分な対応がなされるよう、設計者や施工者等は配慮した内容について運営者に伝達する。

- ・たとえば、設計者や施工者等が配慮した内容を運営者に十分引き継ぐことにより、運営者が配慮した内容を利用者に紹介し、高齢者、障害者等が安心して施設を訪れることができるようになる。

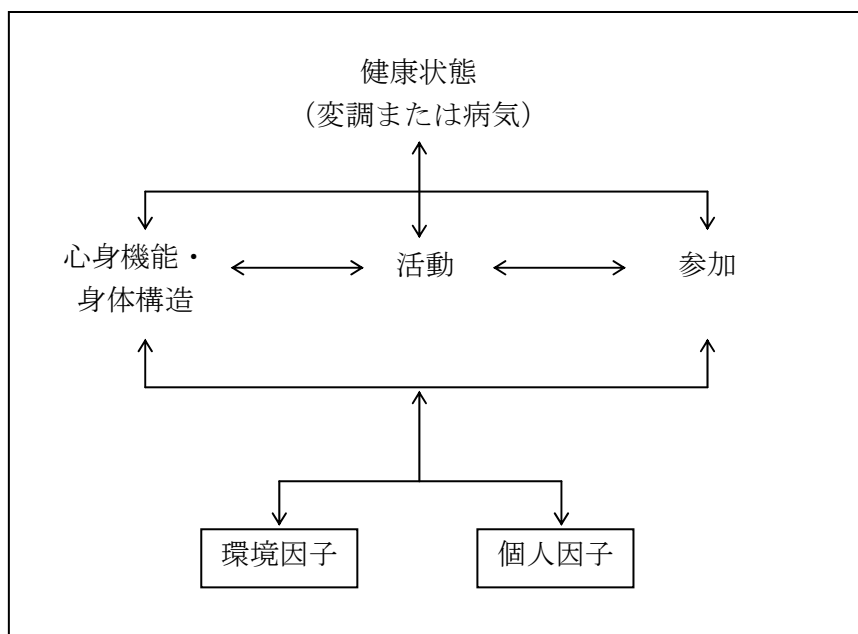


■障害の規定「国際生活機能分類－国際障害分類（ICF）」：世界保健機構（WHO）

障害は個人の問題に帰結するものではなく、その多くが社会的環境によって創り出されるものであり、それ故、誰もが環境によって機能障害や活動制限が生じてくること、また、その対処も施策としての社会環境への介入がより重要になってきていることを示すものです。

例えば、同じレベルの歩行困難さ（移動制約）があったとしても、施設や道路などがバリアフリーになっていれば、そうした整備の遅れた環境で生活することに比べ、社会活動や社会参加がしやすくなるというものです。

障害分類による構造



(参考) 高齢による機能の低下、障害等の特性と建築物の計画上配慮する内容

対 象		特 性	建築物の計画上配慮する内容	
肢体不自由	下肢障害	つえ使用	<ul style="list-style-type: none"> 段を越えたり、上下移動が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 段を解消したり、エレベーターなどで上下移動を解消する。
			<ul style="list-style-type: none"> 狭い空間での移動が困難である。(松葉杖使用時) 	<ul style="list-style-type: none"> 移動がスムーズに行える空間を確保する。
			<ul style="list-style-type: none"> 疲れやすく長い距離の歩行が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 移動距離を短く休憩スペースを設ける。
	電動車いす使用	手動車いす使用	<ul style="list-style-type: none"> 段を越えたり、上下移動が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 段を解消したり、エレベーターなどで上下移動を解消する。 その際に遠回りにならないよう配慮する。
			<ul style="list-style-type: none"> 狭い空間での移動及び移乗が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 車いすでの移動、移乗がスムーズに行える空間を確保する。
			<ul style="list-style-type: none"> 視点が低く、手の届く範囲が限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 表示やボタン、棚などは、低い視点や手の届く範囲を考慮する。
<ul style="list-style-type: none"> 手動車いすに比べ、回転等にスペースが必要となる場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 手動車いすに比べ、広いスペースを確保する。 			
上肢障害	<ul style="list-style-type: none"> 細かな手先の動作や強い力を出すことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 操作のしやすさを確保する。 		
片まひ	<ul style="list-style-type: none"> 左右どちらかからのアプローチ、操作が制限される。 身体のバランスがとりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 左右両側からのアプローチ、操作を確保する。 バランスを保てるよう手すりなど設置する。 		
視覚障害	全盲	<ul style="list-style-type: none"> 位置関係や距離、建築物や設置物の状況等、移動や機器操作のために必要な視覚情報を把握できない。 案内表示等、視覚的情報を認知できない。 点字を読める方、読めない方がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 頭に入れやすいよう、分かりやすい空間構成とする。スイッチ等の位置も同様に分かりやすい配置とする。 音、触覚による情報入手に対して配慮する。 情報の連続性に配慮する。 情報提供がなされていることが分かるよう工夫する。 音、触覚(点字も含めそれ以外の方法も)による情報提供を行う。 	
	弱視等※	<ul style="list-style-type: none"> 位置関係や距離、建築物や設置物の状況等、移動や機器操作のために必要な視覚情報を把握しにくい。 案内表示等、視覚的情報を認知しにくい。 点字を読める方、読めない方がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 頭に入れやすいよう、分かりやすい空間構成とする。スイッチ等の位置も同様に分かりやすい配置とする。 音、触覚による情報入手に対して配慮する。 部位などの色使いにより空間を把握しやすくする。 情報の連続性に配慮する。 情報提供がなされていることが分かるよう工夫する。 音、触覚(点字も含めそれ以外の方法も)による情報提供を行う。 表示の大きさ、色使い、目線近くへの表示の設置、適度な照度など見やすさに配慮する。 	
聴覚障害	聾者	<ul style="list-style-type: none"> 音や声による情報伝達が不可能である。 発話できる方も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 文字や手話による情報提供、光、振動などの触覚による情報提供を行う。 視覚情報が十分得られるよう明るさなどに配慮する。 	
	難聴者	<ul style="list-style-type: none"> 音や声による情報伝達が困難である。 発話できる方も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 拡声器などにより明瞭な音声提供を行う。 文字や手話による情報提供、光、振動などの触覚による情報提供を行う。 視覚情報が十分得られるよう明るさなどに配慮する。 	

※視力が低い、視野が狭い、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、特定の色が分かりにくい。

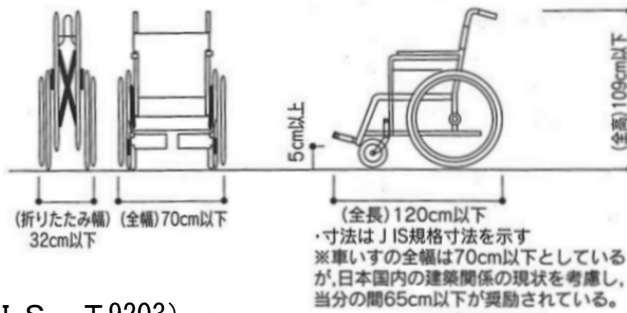
対 象	特 性	建築物の計画上配慮する内容
言語障害	<ul style="list-style-type: none"> 言葉による意思表示が相手にうまく伝わらない。 	<ul style="list-style-type: none"> 相手が当事者を視覚的に確認できるよう配慮する。
内部障害	<ul style="list-style-type: none"> 上下移動が困難である。 疲れやすく、長い距離の歩行が困難である。 人工心臓などの装着がある。 電波などによる誤作動の可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターなどで上下移動を解消する。 移動距離を短くする。 休憩スペースを設ける。 電波利用機器などを設置する場合、位置を配慮する。 案内により注意を喚起する。
	オストメイト	<ul style="list-style-type: none"> パウチを装着している。
知的障害等	<ul style="list-style-type: none"> 抽象的な判断、臨機応変な対応、建物全体の空間把握が苦手である。 意思表示が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的には分かりやすい空間構成や絵文字などによる情報提供により、空間認識や理解を助けるようにする。 落ち着ける環境を提供する。
重複障害	<ul style="list-style-type: none"> 下肢障害と上肢障害、聴覚障害と言語障害など障害が複合する場合があります、特性も多様。 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの障害への対応を基本に、複合の種類により、多様な対応が必要となる。
高齢による機能全般の低下	<ul style="list-style-type: none"> 筋力や関節可動域の低下、平衡感覚の低下から、長い移動や上下移動が困難であるとともに転倒の危険が増す。 立ったりしゃがんだり困難である。 視覚及び聴覚等の感覚機能が低下する。(白内障による黄変変化視界など) 細かい動作や新しい操作方法になじみにくい。 疲れやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 段を解消したり、エレベーターなどで上下移動を解消する。 歩きやすさを確保する。 手すりなどで身体を支持する。 操作や情報提供は、見やすさ、聞きやすさ、分かりやすさを確保する。
妊娠時、乳幼児連れ	<ul style="list-style-type: none"> 段を越えたり、上下移動が困難である。 足元が見づらい。 長時間の立位が困難である。 前かがみの姿勢やしゃがむ等の動作が困難である。 親などの大人と乳幼児が同行するので、一緒にいることができるスペースが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 段を解消したり、エレベーターなどで上下移動を解消する。 歩きやすさを確保する。 休憩スペースを設ける。 手すりなどで身体を支持する。 乳幼児同伴の大人が安心して利用できるスペースを設ける。 授乳、おむつ交換ができるスペースを設ける。
児童	<ul style="list-style-type: none"> 児童の場合、体が小さいとともに緊急時の判断が遅れやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 低い位置からの操作性、視認性に配慮する。 子どもの視線、行動を考慮して、衝突回避等安全策を確保する。 案内表示やアナウンスを分かりやすくする。
言語の違いによる障害	<ul style="list-style-type: none"> 情報獲得、意思表示が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉によらない案内表示をしたり、複数の言語で案内したりする等、情報伝達上の配慮を行う。
介助者のある場合	<ul style="list-style-type: none"> 介助にあたってのスペースが必要となる。 介助者と介助される者の性別が違う場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 介助スペースや介助者のためのスペースを考慮する。 性別によらず利用できるよう配慮する。

(参考) 基本動作寸法

整備基準及び本基準で示している出入口、廊下等の有効幅や広さは、車いす使用時などの基本動作寸法に基づいています。

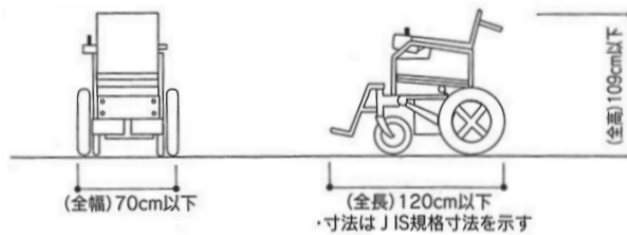
①手動車いす及び電動車いす

●手動車いすの寸法 (J I S T 9201)

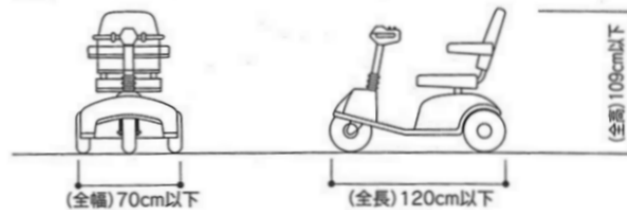


●電動車いすの寸法 (J I S T 9203)

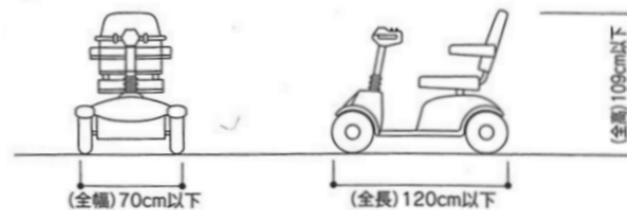
自操用標準型



自操用ハンドル型 (三輪)



自操用ハンドル型 (四輪)



※電動車いすでは、かごやバッグなどを装備することも多いため、実際には上記寸法より大きなスペースが必要な場合が多い。